

島根県報

号外第八二号

平成十四年八月一日

(木曜日)

三 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、三級技能検定については、規則第六十五条第四項の規定により、基礎一級技能検定については同条第五項の規定により、基礎二級技能検定については同条第六項の規定による。

四 試験実施期日

試験は実技試験及び学科試験によって行い、試験実施期日は別途島根県職業能力開発協会が定め、受験者に通知する。

五 試験実施場所

試験は実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受験者に通知する。

六 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受験申請者に送付する。

七 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、三級技能検定については規則別表第十三の二の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎一級技能検定については規則別表第十三の三の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎二級技能検定については規則別表第十三の四の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

八 受験手続

(一) 提出書類

ア 技能検定受験申請書

イ 財團法人国際研修協力機構からの受験指示書の写し

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(二) 申請書類の提出先

松江市学園南一丁目二番一号 島根県立産業交流会館
島根県職業能力開発協会

(三) 申請書類の受付期間

申請書類は隨時受け付ける。

なお、郵送する場合は、書留郵便とし、「技能検定受験申請書在中」と朱書すること

平成十四年八月一日

島根県知事 澄田信義

公 告

平成十四年度技能検定試験の実施
漁調委指示

集魚灯

総トン数五トン未満の船舶を使用するいか釣り漁業の (漁業管理課) 二

一 実施職種
プリント配線板製造、寝具製作

二 受験資格

受験資格は、三級技能検定については職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。)第六十四条の四に規定する者とし、基礎一級及び基礎二級技能検定については規則第六十四条の五に規定するものとする。ただし、三級技能検定については、受験しようとする職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限る。

と。

(四) 受検手数料

- ア 実技試験受験料 一万五千七百円
イ 学科試験受験料 三千百円

受検手数料は受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも手数料は返還しない。

九 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（あて名を明記し、切手をはること。）を同封すること。

十 合格発表等

- (一) 実技試験又は学科試験の合否結果については、島根県職業能力開発協会が書面で通知する。
- (二) 合格者には、島根県知事名の合格証書を交付する。

十一 その他

- 技能検定について不明な点は、島根県商工労働部労働政策課又は島根県職業能力開発協会に問い合わせること。

島根海区漁業調整委員会指示

島根海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、島根海区海面における総トン数五トン未満の船舶を使用するいか釣り漁業の集魚灯について、次のとおり指示する。

平成十四年七月三十一日

島根海区漁業調整委員会会長 伊藤裕

一 集魚灯の消費電力の制限

島根・山口両県界（以下「県界」という。）から真方位〇度の線、県界から真方位三百十五度の線及び指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十六年農林省令第五号）別表第二いか釣り漁業の項の一口からチに掲げる操業禁止区域線によって囲まれた海域における集魚灯の消費電力の許容限度は次のとおりとする。

- (一) 県界から十海里以内の海域においては、周年十キロワット以下とする。
(二) 県界から真方位三百十五度の線と同線の北東三海里に同線と平行に引いた線との両線間における海域（一の海域を除く。）においては、周年十キロワット以下とする。

- (三) ア及びイの海域においては、毎年四月十五日から十一月十四日までにあっては十キロワット以下、その他の期間にあっては三十六キロワット以下とする。
ア 県界から真方位三百十五度の線の北東三海里に同線と平行に引いた線と山口県萩市見島の周囲最大高潮時海岸線から沖合二十海里の線により囲まれた海域。

イ 県界から真方位三百十五度の線の北東三海里に同線と平行に引いた線、県界から真方位三百三十七・五度の線、県界から十海里の線及び県界から十五海里の線により囲まれた海域。（アの海域を除く。）

- (四) 県界から真方位三百三十七・五度の線以西の海域のうち、(一)、(二)及び(三)以外の海域においては、周年三十六キロワット以下とする。

二 集魚灯の数の制限

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十六年農林省令第五号）別表第二いか釣り漁業の項の一口からチに掲げる操業禁止区域においては、十八灯を超える集魚灯を使用してはならない。

附 則

- 1 この指示は平成十四年八月一日から施行する。

- 2 平成十二年島根海区漁業調整委員会指示第一号は廃止する。

平成十四年八月一日印刷
平成十四年八月一日発行

発行者 島根県

印 刷 所 松江市殿町島根県庁
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金一千四百二十円（送料共）